

中華人民共和国の労働安全衛生制度について  
2018年3月改訂・更新版

中央労働災害防止協会技術支援部  
国際センター

中華人民共和国（以下単に「中国」といいます。）の国家統計局は、2018年2月28日に、同国の2017年における国家経済及び社会発展に関する統計的な公式発表（予備的な統計として）を行いました。その中の「XII. Resources, Environment and Work Safety」（訳者注：XII 資源、環境及び労働安全）に、2017年における死亡労働災害に関する一定の統計資料があります。

また、我が国の外務省は、そのウェブサイトで公表している中国の国情等に関する資料を2018年3月6日に改訂しました。

さらに、中国は、2014年8月31日に「中華人民共和国安全生産法（原文では、中華人民共和国安全生产法）」を、並びに2016年7月2日及び11月2日に「中華人民共和国職業病の予防と治療に関する法律（原文では中華人民共和国职业病防治法）」を改正しました。

これらを踏まえて、2017年3月に国際センターのウェブサイトで更新した中華人民共和国の労働安全衛生制度について、このたび改訂・更新を行ったものです。

今回改訂・更新した部分は、別記のとおりです。

#### （別記）

項目	改訂内容
第I部 中国の国情	我が国外務省の中国の国情に関する公表資料（平成30年（2018年）3月6日付け）、最新版の内閣府の主要経済指標等に基づき、改訂・更新しました。
第II部 労働災害発生状況	中国の国家統計局が、2018年2月28日に、同国の2017年における国家経済及び社会発展に関する統計的な公式発表（予備的な統計として）の中で「XII. Resources, Environment and Work Safety」（訳者注：XII 資源、環境及び労働安全）として公表した2017年における死亡労働災害に関する一定の統計資料に基づき、改訂・更新しました。
第VI部 中国の労働安全衛生基準について	2014年8月31日の「中華人民共和国安全生産法（原文では、中華人民共和国安全生产法）」の改正並びに2016年7月2日及び11月2日に「中華人民共和国職業病の予防と

	治療に関する法律（原文では中華人民共和国职业病防治法）の改正を踏まえて改訂・更新しました。
第Ⅶ部 参考資料、参考文献	上記の第Ⅰ部、第Ⅱ部及び第Ⅵ部の改訂・更新に基づき、改訂・更新しました。

# 目 次

はじめに

第 I 部 中国の国情

I 国名、国旗及び領域

II 中華人民共和国の国情

I—1 国名、国旗及び領域

I—2 一般事情

1 面積

2 人口

3 首都

4 人種

5 言語

6 宗教

7 略史

8 祝祭日

### I -3 政治体制・内政

- 1 政体
- 2 国家主席
- 3 議会
- 4 政府
- 5 共産党
- 6 内政

### I -4 外交・国防

- 1 外交基本方針
- 2 軍事力

### I -5 経済

- 1 主要産業（2016、国家統計局）
- 2 GDP（名目）
- 3 一人当たり GDP
- 4 経済成長率（実質）
- 5 物価上昇率
- 6 失業率

- 7 貿易額（2016年，中国海関総署）
- 8 主要貿易品（2016年，中国海関総署）
- 9 主要貿易相手国・地域（2016年，中国海関総署）
- 10 通貨
- 11 為替レート
- 12 経済概況（2016年6月現在）
- 13 中国における業種別就業者数及び雇用者数の概要
  - (1) 業種別就業者数
  - (2) 業種別雇用者数

#### I-6 経済協力

- 1 日本の援助実績（2014年度まで）
- 2 主要援助国（政府間援助）（2013年，OECD/DAC）

#### I-7 二国間関係

- 1 政治関係
- 2 経済関係
- 3 文化関係・各種交流
- 4 在留邦人数（外務省海外在留邦人数調査統計）

- 5 在日中国人数（在日華僑を含む）
- 6 要人往来（国際会議等出席のための訪問も含む）
- 7 二国間条約・協定

## 第Ⅱ部 中国の労働災害発生状況

- I はじめに
- II 中華人民共和国国家統計局が公表している労働災害発生状況について  
（2017年統計結果についての別記）

[参考1：致命的な労働災害（つまり死亡災害）の発生率についての日本、アメリカ合衆国並びに EU 諸国のうちイギリス、フランス及びドイツとの国別比較、並びにこれらのデータと中国の2017年の被雇用者10万人当たりの労働災害死亡者数（発生率）との比較]  
[参考2：2014年、2015年の死亡労働災害についての名目GDP10億ドル当たりの死亡件数の主要国比較（試算値）]

- III 後述する「ILO 中国及びモンゴル担当事務所によって記述された、中国の労働安全衛生に関する国家プロフィールレポートの全文の英語原文—日本語仮訳について」中の「7. 労働災害及び職業性疾病に関する統計」について

## 第Ⅲ部 労働安全衛生を所管する中国の政府機関等

- I はじめに
- II 労働安全衛生を所管する中国中央政府の機関及び組織図

## 第Ⅳ部 中国の労働安全衛生に関する国家プロフィールについて

1. はじめに
2. ILO 中国及びモンゴル担当事務所によって2012年3月に記述された、中国の労働安全衛生に関する国家プロフィールレポート（英文）の英語原文—日本語仮訳
  - 1 労働安全衛生法制

- 1.1 労働安全衛生の法制システム
- 1.2 憲法における労働安全衛生要求事項
- 1.3 主要な労働安全衛生に関する法律
  - 1.3.1 労働安全法
  - 1.3.2 鉱山における安全法
  - 1.3.3 職業病の予防及び管理に関する法律
  - 1.3.4 労働法
    - 1.3.5 労働契約法
    - 1.3.6 消防法
    - 1.3.7 緊急対応法
    - 1.3.8 刑法
- 1.4 主要な労働安全衛生規則
  - 1.4.1 石炭鉱山保安検査に関する規則
  - 1.4.2 国務院の炭鉱事故の防止に関する特別規則
  - 1.4.3 建設プロジェクトにおける安全管理に関する規則
  - 1.4.4 有害化学物質の安全管理に関する規則
  - 1.4.5 花火及び爆竹安全管理に関する規則
  - 1.4.6 労働安全関係免許に関する規則
  - 1.4.7 民用爆破製品の安全管理に関する規則
  - 1.4.8 保安検査特別装備に関する規則
  - 1.4.9 農業機械の安全監督管理に関する規則

- 1.4.10 異常に深刻な安全上の事故における管理責任の確認規則
- 1.4.11 労働傷害保険（訳者注：我が国の「労働者災害補償保険：略称「労災保険」に相当するものである。）に関する規則
- 1.4.12 労働安全事故の報告、調査及び取扱いに関する規則
- 1.5 地方自治体の規則及び（*国*の）部局における規程（*規約*）
  - 1.5.1 地方自治体の規則
  - 1.5.2 （*国*の）部局における規程（*規約*）部門別のルール
- 1.6 労働安全衛生基準
- 1.7 批准された ILO 条約
- 2 国家の労働安全衛生監督管理システム
  - 2.1 国家の労働安全衛生監督管理のための業務システム
  - 2.2 国務院の労働安全委員会
    - 2.2.1 組織の構造
    - 2.2.2 主な機能
    - 2.2.3 事務局
  - 2.3 労働安全の国家行政に関する簡単な紹介
    - 2.3.1 組織図
    - 2.3.2 主な機能
    - 2.3.3 主な内部部局の機能
  - 2.4 石炭鉱山保安の国家行政（SACMS）
  - 2.5 国家の職場緊急管理センター
- 3 調整及び協力メカニズム

- 3.1 国家レベルでの三者協調メカニズム
  - 3.1.1 政府代表
  - 3.1.2 使用者代表
  - 3.1.3 被雇用者代表
- 3.2 企業レベルでの調整メカニズム
- 4. 労働安全衛生技術基準及びマネジメントシステム
  - 4.1 標準化組織
  - 4.2 労働安全衛生標準化システム
    - 4.2.1 炭鉱安全衛生標準化システム
    - 4.2.2 非炭鉱安全衛生標準化システム
    - 4.2.3 危険有害化学物質安全衛生基準化システム
    - 4.2.4 花火及び爆竹安全衛生標準化システム
    - 4.2.5 個人用保護具安全衛生標準化システム
  - 4.3 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)
  - 4.4 労働安全衛生上の ILO 実施準則の適用
- 5. 労働安全衛生システム運用対策
  - 5.1 国家の労働安全衛生監督及び検査 (査察)
    - 5.1.1 監督及び検査 (査察)
    - 5.1.2 監督及び検査 (査察) チーム
    - 5.1.3 インフラストラクチャー及び施行装備
  - 5.2 OSH 科学技術研究

- 5.2.1 安全科学技術の中国研究院
- 5.2.2 中国石炭研究所
- 5.2.3 中国の地方自治体の OSH 研究機関
- 5.2.4 国家基幹研究所
- 5.2.5 安全科学技術研究の投資
- 5.3 非政府 OSH 団体
  - 5.3.1 労働安全関係の中国の団体
  - 5.3.2 労働安全衛生関係の中国の団体
  - 5.3.3 中国化学品安全協会
  - 5.3.4 地方自治体の労働安全協会
- 5.4 労働安全衛生情報源
  - 5.4.1 OSH 関係機関のウェブサイト
  - 5.4.2 中国のための ILO-CIS ナショナルセンター
  - 5.4.3 OSH 関連の新聞及び雑誌
- 5.5 労働安全衛生サービス
  - 5.5.1 労働安全衛生試験機関
  - 5.5.2 安全性評価機関
  - 5.5.3 製品安全マーク管理機関
- 5.6 労災保険及び補償
  - 5.6.1 労災保険制度
  - 5.6.2 作業能力の評価

- 5.6.3 労災保険給付の支払い
- 5.6.4 労災保険の発展
- 5.6.5 労働災害統計及び報告システム
- 5.7 国家化学品安全管理システム
  - 5.7.1 化学物質に関連する労働安全衛生問題
  - 5.7.2 国家化学物質安全政策
  - 5.7.3 化学物質安全監督管理機関
  - 5.7.4 国家化学物質登録センター、国家安全生産監督管理総局 (略称: SAWS)
- 5.8 労働安全衛生教育訓練
  - 5.8.1 安全工学に関連する大学教育
  - 5.8.2 労働安全衛生訓練
- 5.9 OSH における国家の人材レベル
- 5.10 労働安全衛生方針及び計画
  - 5.10.1 労働安全衛生方針
  - 5.10.2 国家の中期的及び長期的な科学的及び工学的発展のためのプログラムの概要 (2006-2020)
  - 5.10.3 労働安全に関する第 11 次 5 カ年計画
- 6. 高リスク産業
  - 6.1 高リスクの産業及び他の産業との比較リスク
  - 6.2 高リスク産業での雇用
- 7 労働災害及び職業性疾病に関する統計
  - 7.1 労働災害統計

- 7.1.1 4つの指標に関する統計
- 7.1.2 工場、鉱業、商業及び貿易企業での致命的な労働災害に関する統計
- 7.2 職業性疾病統計
  - 7.2.1 職業病及び（危険）有害要因の状況
  - 7.2.2 新たな職業性疾病についての統計
- 8. 使用者及び労働者組織の活動
  - 8.1 使用者団体
    - 8.1.1 組織の構造
    - 8.1.2 労働安全衛生活動
    - 8.1.3 全国三者協議における参画
  - 8.2 労働者の組織
    - 8.2.1 組織の構造
    - 8.2.2 労働安全衛生活動
    - 8.2.3 全国三者協議における参画
- 9. 国の労働安全衛生活動
  - 9.1 定期的な活動
    - 9.1.1 全国労働安全月間
    - 9.1.2 10,000 里（5,000 キロメートル）労働安全ツアー
    - 9.1.3 国家安全衛生カップコンテスト
    - 9.1.4 青少年労働安全・デモンストレーション・ポスト
    - 9.1.5 安全の発展に関するフォーラム

## 9.2 特別活動

9.2.1 じん肺及び石綿肺疾患撲滅キャンペーン

9.2.2 職場での禁煙

9.2.3 職場での HIV /エイズ予防及び管理

9.2.4 B型肝炎に対する予防接種医療従事者へのプログラム

## 9.3 労働安全衛生に関する国際技術協力

9.3.1 国家安全生産監督管理総局（略称：SAWS）と ILO との間での協力

9.3.2 その他の国際協力

9.3.3 主な共同プロジェクト

9.3.4 中国国際労働安全に関するフォーラム/国際労働安全衛生展示会

## 10.1 人口データ

10.1.1 総人口

10.1.2 経済活動人口

10.1.3 社会保障

## 10.2 識字（教育）レベル

## 10.3 さまざまな分野での被雇用者の数

## 10.4 経済データ

10.4.1 国内総生産

10.4.2 年間一人当たり所得

10.4.3 異なる業種の国内総生産（GDP）の割合

10.4.4 第3次産業の付加価値の構成

11. 第12次5か年計画期間における OSH の課題及び任務
  - 11.1 第12次5か年計画期間における労働安全衛生の課題
  - 11.2 第12次5か年計画の目標
  - 11.3 第12次5か年計画期間中の主な任務

参考資料

## 第V部 中国の労働安全衛生法制の枠組みについて（2013年）

### 1. はじめに

### 2 “LEGOSH Occupational Safety and Health (OSH) China – 2013”（国家労働安全衛生法制の枠組みの説明、中国—2013年）の

「英語原文—日本語仮訳」

#### （この資料の目次）

1. 国家としての労働安全衛生規制の枠組みに関する説明
2. 適用、範囲及び適用除外
3. 労働安全衛生行政及び/又は施行に関連する機構及び計画
4. 労働者及び他の者の安全及び健康を守る雇用者（以下「使用者」と訳しておく。）の義務及び責任
5. 一般的に認容されている労働安全衛生の原則及び実践に沿って、公式に保護を組織化する使用者の義務
6. 健康及び安全における人材及び能力の活用を保障する使用者の義務
7. 労働者の権利及び義務
8. 労働者及びその代表者との協議、共同及び協力

9. 特別の危険有害性
10. 事故/危険事象及び疾病の記録、届け出及び調査
11. 労働安全衛生法制の検査（査察）及び施行

## 第VI部 中国の労働安全衛生基準について

### VI—1 中華人民共和国労働安全法及び職業病防治法の「英語—日本語仮訳」について

### VI—2 中華人民共和国の労働法及び労働契約法について

#### VI—2—1 中華人民共和国の労働法について—第VI部参考資料1

#### VI—2—2 中華人民共和国の労働契約法について—第VI部参考資料2

### VI—3 具体的な労働安全衛生基準について

第VI部参考資料3 中国の職業病防止主体責任の要件

第VI部参考資料4 中国の職業衛生サービス機関

第VI部参考資料5 中国の職業病防止管理体制

第VI部参考資料6 中国職業衛生法律・法規・規格

第VI部参考資料7 危険有害な化学物質の安全管理に関する規則（The Regulation on the Safe Management of Hazardous Chemicals）（訳者注：2011年国務院布告第591号—非公式版ではあるが、ILO本部のデータベースである“LEGOSH Occupational Safety and Health (OSH)”中に収載されている“Description of national OSH regulatory framework China – 2013”中からダウンロードできた英語版のフルテキストである。）

第VI部参考資料8 中華人民共和国安全生産法（原文では（中華人民共和国安全生産法）の中国語版テキスト

第VI部参考資料9 中華人民共和国職業病の予防と治療に関する法律（原文では中華人民共和国職業病防治法）の中国語版テキスト

## VII 参考資料、参考文献